

補装具評価検討会ワーキンググループ（第2回） 議事要旨

○日時 令和5年7月31日（月）15:30～17:30

○場所 TKP新橋カンファレンスセンター ホール16A（WEBとの併用開催）

○出席者

（構成員）※敬称略・五十音順

浅見豊子、樫本修、清水朋美、高岡徹、陳隆明、飛松好子、芳賀信彦

（オブザーバー）※敬称略・五十音順

保険局医療経済専門官 神谷政美、中村隆、奈良里紗、山崎伸也、山田明子、横井剛

（事務局・自立支援振興室）

福祉用具専門官 徳井亜加根、障害者支援機器係長 田中匡、障害者支援機器係 金谷健司

○議題

- （1）既製品装具の算定式案について
- （2）完成用部品価格算定式案について
- （3）車椅子の基本工作法設定について
- （4）視覚障害領域補装具価格調査結果及び告示価格改定について
- （5）重度障害者用意思伝達装置の告示価格改定について

○議事

本ワーキンググループ（以下、WG）は補装具評価検討会に向けた作業部会であり、個別の企業名及び個別の品名等に対する意見又は評価や原価等が述べられることから、資料及び議事要旨のみの公開とし、資料についても、個別の製品等について述べられているものについては非公開とすることで全会一致となった。

（1）既製品装具の算定式案について（資料2／非公開）

既製品装具の算定式案について、中村オブザーバーから厚労科研チームによる試算結果の説明及び適合技術料の必要性について意見があった。事務局より、労務費に関してメーカーごとに時給にバラつきがあり、輸入品に関しても為替レートにばらつきがみられるため厚労省で統一価格を提示することを提案し、構成員より了承された。適合技術料や人件費の時給、為替レートについての具体的な価格については、補装具評価検討会までに厚労科研チームと事務局で叩き台を作成することとなった。なお、資料2については個別の製品についての原価を含む試算結果であることから非公開とした。

（2）完成用部品価格算定式案について（資料3）

事務局より、完成用部品の価格内訳について資料3のとおり説明を行い、完成用部品価格には、補装具事業者へ納品されるまでの流通経費が含まれており、その目的は、補装具費支給制度が公助である以上、離島等の島しょ部やどんな僻地であっても、日本全国同一価格で支給されなければならないためであること、完成用部品価格には補装具事業者の必

要経費として管理費が含まれているものの、補装具事業者の利益は含まれないことについて確認した。また、管理費については損税補填分と販売管理費を別にすることを提案し、了承された。販売管理費についての算定式については、検討会の議論を踏まえて公開することとし、義肢装具の完成用部品よりも管理が難しく、体積も大きい座位保持装置の完成用部品については、販売管理費に差をつけることについても了承された。

また、完成用部品の中に膝のハードブレースや上肢装具等の既製品が混在していることについて、事務局から、既製品装具として価格を算定することとしたい、と提案したのに対し、構成員からは、現状では借受けが実施されているのは上肢装具がほとんどであり、借受けの条件に完成用部品であることが付されているため、借受けに影響が及ばないような工夫をするよう意見が出された。既製品装具に車椅子用クッションを入れるかどうかについては、車椅子用クッションが単独では補装具とは認められないことから、既製品装具の定義を明確にする作業と並行し、引き続き議論することとなった。

(3) 車椅子の基本工作法設定について（資料4）

事務局から、現在の告示の項目については修理基準も含め、実際の車椅子の発注票の項目との乖離があり、加えて修理基準が多く、その違いも判然としないため、市町村や更生相談所の業務を煩雑にしている要因となっていることを説明し、実際に採寸や適合作業も必要であることから、車椅子及び電動車椅子に関しては採寸等を含めた基本価格を設定し、算定基準についても現状に即したのみに見直すことを提案し、了承された。また、車椅子の種類について、オーダーメイド、モジュラー、レディメイドの3種類とし、モジュラーについては、例えば児童の成長に伴う調整等について、相当の技術料を算定できることとし、全体として補装具の予算を抑制することを提案し、了承された。また、構成員からは、医師から特段の処方がない限りはモジュラーあるいはレディメイドとすること及び高度な調整が必要である場合は、有資格者による調整を医師が指示し、加算できるようにすることも必要であり、障害が軽度でレディメイドでもよい場合についても処方しやすいように工夫が必要であることについて意見が付された。車椅子の調整等にかかる資格の整備についても検討していくこと、同時に調整が適切に行えているかの確認をどのようにしていくかについても議論の必要があるとの意見が出された。

(4) 視覚障害領域補装具価格調査結果及び告示価格改定について（資料5）

視覚関連補装具についての価格調査結果について、山田オブザーバーから説明があった。説明を受けて事務局から、コンタクトレンズについては、多段カーブと虹彩付きについて加算項目とすること、弱視用眼鏡及び義眼については検討会にむけて具体的な価格を検討会までに提案すること、及び掛けめがね式弱視用眼鏡の備考欄について、実際に焦点調整式を使用しているのであれば焦点調整式の価格を加算できることとすることを提案し、了承を得た。また、価格の上昇がみられるものについて、国産製品と輸入製品とに分けて値上げ率を算出するよう、厚労科研チームに依頼し、矯正眼鏡については、メーカー及び販売店が厚労科研チームによる価格調査に協力しない以上、価格が据え置かれるのは当然であり、本年5月には医療扶助による治療材料の給付において、矯正眼鏡を店頭販売価格よ

り高額請求した不正請求事案も見られたことから、矯正眼鏡について価格の見直しを行うことは予定していない旨、事務局から具申した。視覚障害者安全つえに関しては、厚労科研チームで価格変化について昨年度の厚労科研の結果を精査中であることから、改めて議論することとなった。

(5) 重度障害者用意思伝達装置の告示価格改定について（資料6）

重度障害者用意思伝達装置における厚労科研の価格調査結果について、横井オブザーバーから説明があった。説明を受けて事務局から、輸入製品については円安の影響が大きく、価格高騰の要因が為替の変動であることを説明した。また、現在はハードとソフトが一体となった専用機とPCとソフトウェアで使用するものが同一の基本構造、価格となっていることから、その違いを整理するとともに、意思伝達装置の種類、例えば「高度な環境制御装置が付加されたもの」というような抽象的な定義ではなく、分かりやすい定義とすることを提案し、了承された。

加えて事務局から、ALSや筋ジストロフィー等の進行性の疾患で判定に時間を要している実態があるが、意思伝達装置が使えなくなってから判定されても意味がないため、意思伝達装置に限らず、車椅子等に関しても迅速な判定が可能になるよう、指針を出すことを検討している旨を具申した。構成員からは、是非ともやるべきであるとの意見が出され、医師が意見書において明確に、優先的に支給すべきであるとの意見を付すことや、事後判定でもよいのではないかとの意見が付された。

(6) その他 高額な訓練用仮義足が補装具費支給申請に及ぼしている影響について

事務局から、高額な訓練用仮義足が医療保険で療養費として支給されていることが、その後、補装具費支給申請において、市町村や更生相談所窓口でのトラブルを誘発しているという連絡が寄せられているとの説明があり、各構成員に対し意見聴取がされた。構成員からは、「高額な機能の義足を使いこなすためには、高額な義足が必要か」というと、そんなことはなく、基本的な歩行動作を習得すれば、結果的には高機能の義足を使いこなせる。海外には、一定以上の高額義足については、拠点となる医療機関のジャッジを受けなければならないとなっている国もある。各都道府県で難しければブロックごとに判定する拠点を設けた方がよいのではないかと」いった意見や、「どんな高額な義足を作製したとしても、患者さんには高額医療で一定の負担しか生じないことから安直に処方されている。保険者も医師の処方が出ればどうしようもない。そのため、訓練用仮義足の価格には上限を設けた方がよいのではないか。」「いきなり1回目から何百万もする義足を出す、それは医師が悪いし、事業者も悪い。」といった意見が出された。事務局からは、国の財政がひっ迫している中で、訓練用仮義足は医療保険だから保険局、補装具は障害保健福祉部とそれぞれが個々に対応していくのではなく、お互いに連携して課題解決に当たることとしたい、との意見が出された。

(以上)

<照会先>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

電話 03-5253-1111 (内線 3073)